

A 暴風警報・土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報に関する対応

※「愛知県全域」「愛知県西部」「西三河北西部地域」「豊田市西部」のいずれかに暴風警報・特別警報が発令されたとき

※土砂災害・河川の氾濫（猿投地区）に関する気象情報等により豊田市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたとき（加納町・猿投町・亀首町・乙部町・舞木町・本徳町のいずれかに発令された場合）

【自宅にいるとき】

- (1) 午前6時までに警報が解除されたときは、平常授業を行います。
- (2) 午前6時を過ぎても警報が解除されないときは、その日の授業は行いません。

【学校にいるとき】

- (1) 授業を中止し、安全を確認したうえで、速やかに一斉下校します。
- (2) きずなネット連絡網で家庭に連絡を入れます。
保護者不在の場合は、学校に待機させ、お迎えを待ちます。
- (3) 通学路の安全の確認が難しいと判断したときには、学校に待機します。
- (4) 一斉下校では安全が確認できず、長時間学校に待機が必要になるときは、保護者の皆様に迎えの連絡をします。

【登下校中】

○登下校途中で警報が発令されたことを知ったときは、すぐに帰宅するか、最寄りの避難所に避難してください。

B 市内で震度5弱以上の地震に関する対応について**【自宅にいるとき】**

○登校を見合わせ、きずなネット連絡網等、学校からの指示にしたがって行動してください。
(地震がおさまり、余震等の可能性がなく、通学の安全が確保されれば、授業を行います。)

【学校にいるとき】

○授業を中止し保護者の迎えとします。(学校から連絡が入らなくても保護者の迎えを実施します)
○保護者不在の場合は、学校に待機させ、お迎えを待ちます。

【登下校中】

○登下校途中、地震が発生したときは、安全を確保し、地震がおさまったらすぐに帰宅するか、最寄りの避難所（学校が近い時は学校）に避難する。可能なら、避難状況を学校に連絡します。
○地震がおさまり次第、通学団担当教諭が、電話または現地に出向き、安否確認を行います。

C 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

○ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行います。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備します。

○ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行います。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は中止（延期）します。出発後であれば、速やかに帰校します。

○ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

- ・ 豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
- ・ 授業終了後には、速やかに帰宅させます。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は中止（延期）します。出発後であれば、速やかに帰校します。

上記は原則であり、状況によっては、臨時休校などの措置、下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。

D 弾道ミサイル発射によるJアラートが発信された場合

○ 登校前にJアラートの緊急情報が愛知県に発令された場合

- ・ 登校を見合わせ、その後の情報を待ちます。

↓その後の情報

・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た。	⇒	・ 児童は速やかに登校します。
・ 日本領海外に落下した。		
・ 日本領土・領海内に落下した。	⇒	・ 登校を見合わせ、きずなネット連絡網等、学校からの連絡にしたがって行動してください。

○ 登校後にJアラートの緊急情報が愛知県に発令された場合

- ・ 活動中断、避難態勢をとる。

↓その後の情報

・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た。	⇒	・ 活動を再開します。
・ 日本領海外に落下した。		
・ 日本領土・領海内に落下した。	⇒	・ 安全が確認できるまで、校内の安全な場所で待機します。安全確認後、活動を再開します。